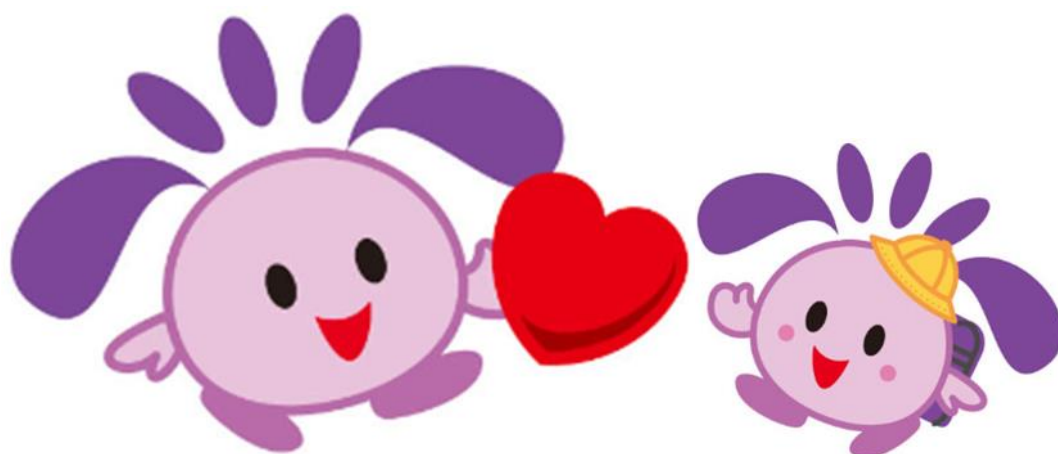


住吉区地域福祉ビジョン

Ver. 2.0

(改訂版)

「高齢者・障がい者・こども等だれもが心地よく暮らせるまち」



令和3年（2021年）6月
大阪市住吉区

目 次

1. 地域福祉ビジョンの基本理念と考え方	1
（１） 基本理念.....	1
（２） 基本理念の考え方.....	1
① 人権尊重の考え方	1
② 住民主体の考え方	2
③ 利用者本位の考え方	2
④ ソーシャル・インクルージョン（社会的援護を要する人々への支援）	2
2. 重点的に取り組むこと	3
（１） みんなが支え合う豊かなコミュニティづくり.....	3
（２） 支援が必要な人々へのつながりづくり	4
（３） 災害時に備えた地域における支え合いの仕組みづくり.....	7
（４） 地域福祉活動の担い手の層を厚くする取組み.....	9
（５） 多様な協働（マルチパートナーシップ）による地域づくり	10
3. 地域福祉ビジョンの着実な推進のために	13
4. ビジョンの改訂にあたって	14
5. 地域福祉を取り巻く状況	16
【資料】用語の説明（※印）	21

【別紙】「つながり・みまもり・支えあいシステム」図

1. 地域福祉ビジョンの基本理念と考え方

(1) 基本理念

令和3年（2021年）3月策定の「大阪市地域福祉基本計画[※]」において、住民や行政をはじめ地域に関わるすべての人が共に地域福祉[※]の推進に取り組んでいくためには、だれもがわかりやすく共有できる基本理念として、「人と人とがつながりあい、支えあい、だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」を設定しています。

この理念は住吉区においても共通するものであり、「住吉区将来ビジョン2023[※]」の理念とも共通するところであることから、

『高齢者・障がい者・こども等だれもが心地よく暮らせるまち』

を基本理念として定めるとともに、マイナスの状態をゼロの状態に戻すといった問題解決型のレベルにとどまらず、その先の幸せな暮らしを実現するという目的を追求し、この地域で住み続けたいという意欲とその条件を積極的に生み出せるよう、地域のみんなで話し合い、地域の理想の姿を共有し、ともに実践していく「増進型の地域福祉[※]」をめざすこととします。

(2) 基本理念の考え方

地域福祉とは、共に生き共に支え合い、誰もが自分らしく安心して暮らせる地域、さらにみんなが生活を共に楽しむ地域を、地域の住民や行政をはじめ、地域に関わるすべての人の力でつくりあげていく福祉であり、次のような考え方に基づく地域づくりをめざします。

① 人権尊重の考え方

すべての人は、人間としての尊厳を持つ、かけがえない存在です。そして、年齢や性別、国籍、社会的な立場などの違いにかかわらず、すべての人が等しく人権という基本的な権利を生まれながらにして持っています。

しかし、平成28年（2016年）7月に起きた神奈川県相模原市の障がい者施設で多くの障がい者が殺傷されるという尊い命や基本的人権を踏みにじる重大な事件が発生するなど、現実には、その当たり前の権利を奪われてしまっている人たちがいます。

同和問題をはじめ、障がいのある人や外国人住民などに関わるさまざまな問題は、現在においても解決したとはいえない状況にあります。また、ホームレスやHIV感染者、難病患者、ハンセン病回復者、LGBT[※]、新型感染症感染者などに対する偏見や排除など、さまざまな問題が存在しています。さらに、本来安全で安心な日常生活を送り、人間形成の場となるべき家庭や学校において発生している虐待やいじめ等もまた重大な人権侵害です。

平成28年（2016年）4月に、障がいを理由とする差別の解消を推進する「障

害者差別解消法※」が施行されました。この法律に基づき、すべての人が障がいの有無によって隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざします。

特定の人を排除する社会は弱くもろい社会であるという考えのもとに、男女共同参画や当事者参加の視点を踏まえ、一人ひとりの人権が尊重される仕組みを持った、すべての人が共に生き、共に暮らすことができる地域をめざします。

② 住民主体の考え方

地域福祉で最も大切なことは、住民の主体的な地域づくりへの参加です。住民参加による地域福祉を推進していくためには、一人ひとりが地域住民としての主体性を持つとともに、地域のさまざまな課題を地域の中で解決していくための話し合いの場をつくっていく必要があります。さらに、住民の意見をまとめて、政策や計画に反映させていくための仕組みづくりや、住民組織と行政との協働のあり方を検討していく必要があります。住民が主体的に、生活しやすい地域づくりに関わることができる仕組みづくりをめざします。

③ 利用者本位の考え方

住民一人ひとりがよりよい生活を送るためには、サービスを提供する側の押しつけでない、利用者それぞれの生活の仕方や状況に合わせたサービスの提供が必要になります。利用者自らが選択し、安心して利用できるようなサービス提供の仕組みと利用者を支援するための相談、権利擁護、情報提供の仕組みが、住民と行政と社会福祉事業者などとの協働により適切に機能する地域をめざします。

④ ソーシャル・インクルージョン※（社会的援護を要する人々への支援）

地域には、社会的援護を必要としているにもかかわらず、社会的に孤立していたり、排除されている人々がいます。そのような人々は、地域内での孤立やサービスに繋がりにくいといった傾向があります。適切なサービスを提供するだけでなく、地域とのつながりをつくり、地域の一員として生活することが可能となるような積極的な支援が必要です。

また、近年では、「心身の障がい・不安」（社会的ストレス、アルコール依存など）「社会的排除や摩擦」（路上死、外国人の排除や摩擦など）「社会的孤立※や孤立死※」（自殺、家庭内の虐待・暴力など）、8050問題※といった課題が重複・複合化しており、分野横断的かつ包括的に相談・支援を行う必要があります。

これらの人々を含め、社会的援護を必要としている人々の存在を認め、その人たちが直面している問題の解決に向かって協働していくことができる地域をめざします。

2. 重点的に取り組むこと

(1) みんなが支え合う豊かなコミュニティづくり

① 地域ごとの小地域福祉計画※づくり

少子高齢化の進展【参照 P.17 住吉区の3区分年齢層比較】や、マンション等の集合住宅の増加や空き家問題※といった社会環境の変化に加えて、人々の生活様式や価値観の多様化が進んでおり、近隣関係の希薄化が問題となっています。若い世代やマンション住民、外国人住民等【参照 P.19 住吉区の外国人住民の状況】、これまで地域福祉活動への関わりが薄かった人を巻き込み、あらゆる世代の住民が身近な地域における「つながり」や「きずな」の大切さを自覚し、地域の中でおこっている問題をみんなで共有し、問題の解決に向けて話し合うことが重要です。

そのため、地域活動協議会※単位における話し合いの場として地域座談会の開催を支援するとともに、増進型地域福祉の考え方を取り入れた、課題の話し合いからその理想とする状態の実現に向けた小地域福祉計画づくりに取り組んでいきます。また、出来上がった計画の実行を支援します。

【具体的取組】

地域座談会（話し合いの場）等の開催支援（住吉区社会福祉協議会と協働）	・課題解決策・地域福祉推進策を考えていただくための、地域住民や地域の多様な主体が集まる場の開催を支援します。
小地域福祉計画の支援（住吉区社会福祉協議会と協働）	・各地域の取りまとめた課題解決策・地域福祉推進策を遂行するための計画づくり及び実行について支援します。

② ご近『助』福祉と居場所づくり

住吉区では、地域のボランティアが中心となり、食事サービス事業※の実施やふれあい喫茶※や子育てサロン※の運営に取り組んできました。このほか、子ども見守り隊活動※や要援護者の見守り活動などが、活発に行われています。また、最近では子ども食堂※や地域食堂※、認知症カフェ※、学びあいサポート事業交流会※などさまざまな形の居場所づくりの活動が広がりをみせています。

これらの住民相互の支え合い活動においては、「担い手」も「受け手」も同じ地域の住民です。住民の一人ひとりが「助け上手」「助けられ上手」となって、日常的な声かけや見守りを通じたつながり、お互いに支え合う関係づくりを進め、万が一の災害時等にも助け合える地域づくりをめざします。

また、身近な地域での声かけ等を通じて、課題を抱えている人を早期に支援につなげ、予防につながる取組みを進めていきます。そのなかで、一人ひとりの住民が地域から孤立することのないよう身近な地域での居場所づくりの支援を実施していきま

す。

【具体的取組】

高齢者食事サービス連絡会をはじめとする事業ごとのネットワーク会議の開催支援	・地域横断の情報共有の場としてネットワーク会議の開催を支援します。
各地域における食事サービスやふれあい喫茶などの開催情報の発信（広報紙・ホームページ・SNS※）	・各地域における事業の開催情報を広報紙や区のホームページに掲載し、情報発信します。

（２）支援が必要な人々へのつながりづくり

① 身近な地域での相談体制の構築

住吉区で取り組まれてきた要援護者の見守り活動や声かけ活動は、近くで暮らす住民だからこそ、支援が必要な人の存在に気づく、きっかけともなります。また、地域が「専門的な対応ができる資源（地域包括支援センター、基幹相談支援センターなど）」に課題を抱えている人をつないで支援に結び付けるなど、できるだけ「住民の身近なところ」で解決する方が、迅速にきめ細かい対応もでき、効率的です。

さまざまな支援ができる人々や団体、事業所等が集まり、地域の問題を共有して、地域にあった問題の解決を進めていくことが必要で、とくに、住民の日常的生活圏域でもある地域活動協議会等を基本的な単位とした取組みが、非常に重要です。

住吉区地域見守り支援システム※では、区内の４つの包括圏域エリアにそれぞれ１名配置しているCSW（コミュニティソーシャルワーカー）※は不登校やひきこもり※、いわゆる「ごみ屋敷※」などの制度の狭間にある福祉に関する相談を受け、解決に向けた支援をしています。また、地域の活動者と関係機関等の連携による情報共有をとおして福祉に関する問題を抱えている人々を地域全体で支援していくネットワークづくりにも取り組んでいます。

地域の活動者との連携による情報共有をとおして地域や住民の悩みを相談、解決できるように相談支援体制や各機関のネットワークを強化していきます。

【具体的取組】

地域と専門職のネットワーク強化	・各地域で行われている食事サービス・ふれあい喫茶等の場や住吉区地域見守り支援システムにおいて、各地域で開設されている地域支援事務所※へ地域包括支援センターやCSWが出張相談等を行うことを支援し、ネットワークの強化を進めます。
地域支援事務所の窓口機能・拠点	・地域支援事務所を相談のもちよりどころ、専門職、

機能の検証と充実	関係機関の橋渡しの拠点として機能充実を支援し、身近な地域での相談体制の整備を進めます。
----------	---

② 子育て世代の孤立防止

核家族化や地域コミュニティの希薄化により地域での育児支援機能が低下してきています。地域内においても子育ての悩みを打ち明けたり、共感しあったりできる場や安心して子どもを連れて外出できる場が少なくなってきたり、悩みを抱えたまま孤立してしまう状態に陥る場合があります。また、さまざまな理由により家庭での養育が困難な状況にあるこどもが増加しています。そうしたなか、小・中学校と主に主任児童委員とで定期的な情報交換の場が設けられるなど、地域における育児相談などの子育て支援や在宅の子育て中の親を身近な地域で支えるしくみの充実が重要になってきています。

住吉区では、こども・子育て世帯に関わる区内関係機関や地域団体等の関係者が、幅広く連携することによって、支援を要するこどもや子育て世帯に早期に気づき、必要な支援に繋がられるよう、すみちゃん「こども・子育て安心」見守りネットワーク^{*}を発足させました。この構成メンバーが地域の身近な場所やそれぞれの活動の中で、自然体で見守っていただき、気づかれたことがあれば区役所に情報を寄せていただくなど、継続した見守りや支援につながるよう取り組むとともに、SNSを活用した子育て情報の発信を引き続き行います。

【具体的取組】

「はぐあっぷ」事業の継続実施	・妊娠期から就学前までの相談体制や関係機関との連携を強化し、切れ目のない子育て支援で子育て家庭をサポートします。
すみちゃん「こども・子育て安心」見守りネットワークの推進	・支援を要するこどもや子育て世帯に早期に気づき必要な支援につなげられるよう、こども・子育てに関わる関係機関や地域団体等の連携を推進します。 ・地域をあげて、こども・子育て世帯の安全・安心を見守る全区民的な機運を醸成するため、啓発用ハンドブックの作成や研修会・講演会を実施します。
こどもサポートネット [*] の継続実施	・こどもサポートネットにより学校や区役所等の関係機関が連携して、支援の必要なこどもや子育て世帯を総合的に支援していきます。
「地域の拠点づくり・潜在的リスクへのアプローチ」事業の実施	・地域の拠点に子育ての専門職（保育士・看護職など）が定期的に巡回し、こどもや子育て世帯を見守る地域ボランティアへ情報提供を通じ、地域における支援力の向上を図ります。

	・状況確認が不十分な特定妊婦や乳幼児健診未受診者、保育所、幼稚園等に所属していないこどもなどに対し、アプローチを行い、潜在的なリスクを把握し、必要な支援につなげていきます。
--	--

③ 専門機関の連携強化

生活困窮に関する課題については経済的な問題だけではなく、社会的な孤立や医療問題など複合的な問題を抱える場合や、本人のみならずその家族にも課題があり、それらが絡み合っている場合があります。このような状況を踏まえ、住吉区では平成27年（2015年）4月に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活に困窮している方に対して、生活保護受給に至る前の段階で自立に向けた支援を行うことができ、問題が複雑化・深刻化する前に自立の促進を図れるよう「生活自立相談支援窓口」を設置して事業を開始しています。

また、住吉区では高齢者分野においては地域包括支援センターの連絡会や介護保険サービス事業者連絡会など、障がい者分野では住吉区地域自立支援協議会といった社会福祉の専門機関の集まりが非常に活発に活動してきた実績があります。

しかしながら近年、複合的な問題を抱え、世帯員全員への支援が必要な人も多いことから、「総合的な支援調整の場（つながる場）※」を通じて解決を図るなど、これらの専門機関と連携する取組みや、中学校卒業以降の若者に対する支援が課題となるなか、不登校や引きこもりで悩んでいるこども・若者や就労に自信の持てない若者や、家族の介護や世話をせざるを得ないヤングケアラー※に対して、福祉や教育、医療機関などが互いに連携して支援する取組みを進めています。

【具体的取組】

「総合的な支援調整の場（つながる場）」の活用	・支援関係機関や地域住民等の連携により課題の解決に資する支援が包括的に提供されるよう、「つながる場」で情報共有や課題の共通認識を図ることを通じて分野職種を横断した専門職のつながりを強化し、相談支援体制の充実を図っていきます。
子ども若者育成支援事業の継続実施	・不登校や引きこもりで悩んでいる子ども・若者や就労に自信の持てない若者を対象に相談に応じ、大学生や地域のボランティアの協力を得ながら、若者をサポートするネットワークを組織し自立の支援を行っていきます。

④ つながり・みまもり・支えあいシステムの構築

福祉コミュニティづくりには、住民同士の支え合いだけではなく、区役所や関係機

関、地域にある学校等、あらゆる資源が協働し区全体として地域福祉の推進に取り組むことが重要です。

「つながり・みまもり・支えあいシステム」が、実効性のあるシステムとなるよう区実務者代表者会議[※]等を活用し、つながる場などで把握した課題を区内関係機関（区役所等公的機関及び地域の関係団体等）で共有し、連携して包括的な支援に取り組んでいきます。

【具体的取組】

区実務者代表者会議等を活用した包括的な支援の実施	・区内関係機関が連携して包括的な支援を行えるよう、課題の整理・分析を行います。 ・関係者で課題を共有し、包括的な支援につなげられるよう、区実務者代表者会議等の活性化を進めます。
--------------------------	--

⑤ 虐待防止と権利擁護支援

個人の尊厳を冒す重大な権利侵害である虐待の防止及び早期発見・対応の取り組みは、高齢者・障がい者・こども等だれもが心地よく暮らせるまちづくりに不可欠であることから引き続き取り組みを進めていきます。

その中でも、重大な児童虐待ゼロを大阪市としてめざしており、住吉区もその達成に向け児童虐待防止の取り組みを引き続き進めていきます。

福祉サービス利用は「自己決定」が尊重され、自ら利用したいサービスを選び、契約しますが、判断能力が不十分で契約行為が理解できない、そもそも自分が必要な支援を把握できない、困りごとを発信できず支援を受け続けることができない、金銭搾取など第三者によって権利が侵害されているといった事案が発生しています。こういったことが起きないように、成年後見制度[※]の利用促進や日常生活自立支援事業を中心とする権利擁護支援の枠組みを区役所、地域住民、医療機関、教育機関等との連携によりさらに強化し、誰もが虐待などによって権利を侵害されることなく安心して暮らしていけるようセーフティネットの構築を進めます。

【具体的取組】

成年後見制度の利用促進	・認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方に対し、法的に権限を与えられた成年後見人等が、本人に代わって福祉サービスの利用契約や適切な財産管理を行うことで、その方の生活を支援できるよう成年後見制度の利用を促進する。
-------------	---

(3) 災害時に備えた地域における支え合いの仕組みづくり

① 住吉区地域見守り支援システムの構築

災害時に高齢者や障がい者などの要援護者の避難支援をするためには、日ごろからの「見守り活動」や「声かけ」を通じて、地域の人たちが顔の見える関係を築き、お互いが支え合う関係をつくっておくことが大切です。

住吉区では、日常の見守り活動と災害時要援護者※支援を一体のものとして「地域見守り支援システム」の取組みを進めています。より身近な町会エリアにおいて、日常的な「見守り活動」や「声かけ」を行うことで、より緊密な支え合いの関係づくりが進められています。

そして、「地域見守り支援システム」の取組みにより掘り起こされたニーズに対して、地域において解決・支援していくことができる「支え合いの地域づくり」を進めます。

【具体的取組】

日頃の見守り・声かけの未実施地域への働きかけ	・重点地域を設定し、見守り等実施の働きかけを行います。 ・民生委員やケアマネージャーと連携して町会未加入者の状況把握・個別支援プラン※の作成を進めます。 ・訪問が困難なコロナ禍での見守り方法について検討し、可能なものから実施します。
------------------------	--

② 施設や事業所との連携・協働の推進

住民の多様なニーズや生活課題解決に向けた新しい支え合いの取組み、サービス創出を実現するため、地域と医療機関、施設、事業者との連携・協働を進め、災害時に災害時避難所※における福祉避難室※の設置と福祉避難所等※の開設をスムーズに行えるよう、平常時から要援護者を支援する施設と事業者とのネットワークづくりを進めていきます。また、看護師などの資格を有する離職者を災害時避難所における要援護者支援に協力してもらえるよう努めます。

大規模災害が起こった場合、住吉区社会福祉協議会が区民センターに「災害ボランティアセンター」を開設、運営を行います。災害ボランティアセンターへの理解と協力が広がるよう周知を図るとともに、災害ボランティアの育成にも取り組みます。

【具体的取組】

総合防災訓練の開催	・全地域との合同による住吉区総合防災訓練を実施（年1回）し、地域における要援護者の避難支援訓練などの取組みを支援します。
-----------	--

福祉避難所連絡会の開催	・福祉避難所等連絡会を開催し、福祉避難所等施設との連携強化を図り、平常時から要援護者を支援できるようネットワークづくりを進めます。
社会福祉施設連絡会等とのネットワークの強化	・災害時において、スムーズに連携が図かれるよう、平常時から社会福祉施設連絡会・介護保険サービス事業者連絡会・地域自立支援協議会とのネットワークづくりを進めます。

(4) 地域福祉活動の担い手の層を厚くする取組み

① 福祉教育・ボランティア活動の取組みの拡充

令和元年度（2019年度）に実施した「大阪市における地域福祉にかかる実態調査（世論調査）」では、地域福祉活動への関心度について、「関心がある」「ある程度関心がある」が合わせて58.9%（住吉区では53.8%）と肯定的な意見が多くなっています。一方、過去3年間以内の地域福祉活動の参加経験は、「参加したことがない」が74.2%、（住吉区では72.3%）となっており、関心のある方が活動に結び付いていない実態があります。

地域では、現在、地域福祉活動を担う人材が不足しがちですが、地域には多くの方が暮らしています。調査結果をふまえ、「地域活動への実際の参加につなげるための方法を検討する」「一人ひとりの強みやできることを活かす」という視点で地域福祉活動の担い手を増やします。

「住吉区ボランティア・市民活動センター※」では、区民・地域のニーズに合わせたボランティア講座等を開催するなど、地域課題の現状を踏まえた取組みを行なっています。「地域見守り支援システム」の取組みにより掘り起こされたニーズなど地域福祉課題の解決に向け取り組もうとする際には、福祉専門職等とも協働し、把握されたニーズへの対応として有償での助け合い・支え合い活動などの新たな選択肢も視野に入れ、次世代の担い手の育成方法を議論していきます。また、地域活動の場や地域の学校、保育所（園）などで福祉学習やボランティア活動体験についての機会を設けたり、住民と専門職がともに学び合う、地域での学習会やボランティア講座、討論の場を設けたりするなど、地域活動に参加していない人材を発掘する仕組みづくりを進めます。さらに、ボランティア登録された方が活動できる場とつながれるよう、活動先の開拓やマッチングを進めます。

現在、住吉区では、小地域（地縁型）のボランティア活動もテーマ型のボランティア活動も活発に行われています。お互いの活動の強みを活かし、災害時などにスムーズに協働できるよう交流の場や地域でのまちづくり意見交換の場の取組みや、団塊世代など現役を引退したばかりのシニア層に対しても、ボランティア活動等への入り口となる講座やイベントの実施を引き続き進めます。

【具体的取組】

区民への地域活動・社会参加の促進講座・研修の開催支援	・地域や住吉区社会福祉協議会等と連携し、区民の地域福祉活動への関心が高まるような講座・研修の開催を支援していきます。
福祉教育の実施支援	・住吉区社会福祉協議会を中心に学校・地域との協働により、小・中学校や地域住民などを対象に、福祉教育の実施を支援し、福祉人材の育成を図ります。
ボランティア交流会の開催支援	・地縁型・テーマ型ボランティアの交流会の開催を支援することにより、活動の担い手の発掘などを図ります。

(5) 多様な協働（マルチパートナーシップ※）による地域づくり

「協働」は、目的を共有し、各々ができることに取り組みながら協力することで、より効果的に目的を達成しようという考え方です。多様な協働（マルチパートナーシップ）によって地域の力を強化し、新しい形の公共づくりを進めていくことが地域福祉を進めていくうえで重要です。

① 地域包括ケア体制づくり（事業所、医療機関等と地域をつなぐ）

団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）には、単身高齢者世帯【参照 P.17 高齢世帯に占める単身世帯の割合】や高齢者のみ世帯、認知症※高齢者の増加が予測される中で、医療や介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケア体制を構築していくことが重要です。

地域包括ケア体制は、介護事業所による既存のサービスに加えて、地域団体やNPO、民間企業、ボランティアなどの地域の多様な主体を活用して支援する体制を構築していきます。特に生活支援体制整備事業※では生活支援コーディネーター※を配置し、高齢者が意欲や能力を活かして地域の担い手になるよう取組みを進めます。また住民主体の活動、地域の団体、企業、行政の協働を通じて社会参加・介護予防・生活支援につながる活動やサービスが充実している地域づくりを目指します。

また、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるように、地域における医療・介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な医療・介護の連携体制の構築を引き続き進めていきます。

「地域見守り支援システム」の取組みにより掘り起こされた地域のニーズを解決していくためには、今後は地域と医療機関や介護事業所、障がい者支援事業所等専門機関との連携が重要になってきます。医療機関や介護保険事業者、障がい福祉事業者、福祉施設が持っているさまざまなノウハウや情報を地域に提供いただくな

ど、連携を図っていく仕組みづくりを進めていきます。

【具体的取組】

在宅医療・介護連携の推進	・「住吉どらやきの会」の多職種連携のフィールドづくりに協力参加するとともに、医療機関などへ地域座談会への参加を呼びかけ、地域における医療・介護の関係機関の連携を促し、包括的かつ継続的な医療・介護の連携体制の構築を引き続き進めていきます。
地域包括支援センターの認知度の向上・運営の充実	・地域包括支援センターの機能や役割について引き続き周知・広報を行います。 ・地域包括支援センター運営協議会を通じて、課題の共有、検討を図り運営の改善につなげていきます。
生活支援コーディネーターによる地域福祉の活性化	・高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくため、住吉区社会福祉協議会と定期的に情報交換を行い、生活支援コーディネーターによる、資源開発やネットワーク構築の機能を、地域福祉活動活性化に生かします。

② 社会福祉法人による公益的取り組み

社会福祉法人は、全国に20,818法人あります。平成30年（2018年）の社会福祉法改正により、社会福祉法人は、地域における公益的取り組みを進めていくことが規定されました。

住吉区では、平成16年（2004年）に社会福祉施設連絡会が再結成され、現在66の施設が加入し、地域福祉推進のための共同の活動、地域社会との連携を深める活動を行っています。施設連絡会では、公益的な取り組みのひとつとして、地域で福祉に携わる人材育成のための取り組みを進めています。住吉区で公益的な取り組みが広がるよう支援をしていきます。

【具体的取組】

社会福祉施設連絡会との連携	・社会福祉法人が実施する、新たな福祉人材の育成などの公益的な取り組みについて支援します。また、新たな取り組みが生まれるよう社会福祉施設連絡会と意見交換を行っています。
---------------	---

③ ビジネス的手法の導入支援

現在、地域でさまざまな地域福祉活動がボランティアの手によって担われています。お互いを支え合う気持ちをボランティアとして活動に主体的に参加することで

表すことはとても大切なことです。今後、さらにビジネス的な手法を導入し、事業の透明性と経営感覚を取り入れた活動を行うことによって、これまで地域活動に積極的に関わってこなかった方々も含めて、新たな担い手の拡大につなげることができるとともに、活動の自律性を高めて持続可能な活動とし、地域の実情に合った幅広い事業を展開できるよう支援していきます。

地域課題解決に向けた活動を持続的に行う力を養えるよう、ビジネス的手法の導入を支援していきます。

【具体的取組】

CB（コミュニティビジネス） /SB（ソーシャルビジネス）社 会的ビジネス化の推進	・ 地域の様々な福祉課題を地域が主体的にビジネス の手法で解決に取り組んでいけるよう、社会的ビジ ネス化できる事業の検討を進めます。
---	--

これらの重点的取組を含め、地域福祉全般の活動を実行するにあたっては、コロナ禍において、各地域で実施されてきた地域福祉活動やボランティア活動などが、外出自粛や人との接触削減を求められたことにより、活動休止を余儀なくされるなどの大きな影響を受けています。つながりを絶やさないよう、地域の相談窓口案内と併せてポケットティッシュやマスクを投函するなど、今後の活動を実施していくうえでは、新しい生活様式を意識することが求められています。

さらに、アフターコロナ（ウィズコロナ）*を見据え、新たなかたちでのつながり等をつくっていくためにホームページや SNS による情報発信をはじめ、ICT*の積極的な活用を検討していきます。

3. 地域福祉ビジョンの着実な推進のために

このビジョンは、地域に関わる全ての区民、団体、事業者、住吉区社会福祉協議会、区役所等、が協働して取り組むことが重要です。

区役所は社会福祉法に位置づけされた地域福祉を推進する住吉区社会福祉協議会と平成26年（2014年）に地域福祉推進パートナーシップ協定を締結し、役割を相互に分担、連携・協働し、車の両輪として地域福祉を推進しています。

住吉区では「住吉区地域見守り支援システム」を中核に据えて「支え合いの地域づくり」を進めています。

地域の課題には地域の実状・特性に応じたより身近な地域において検討・実践を行うことが大切であることから、各地域において地域座談会の開催を進めていきます。小地域福祉計画の策定に幅広い区民等が参画し、自分たちの地域の現状や福祉課題解決の取組みや将来像を共有することができるよう、計画づくりを支援します。地域が小地域福祉計画に基づき地域福祉活動を進めるにあたっての支援のあり方や各地域で議論・検討された地域福祉課題に対する取組については、内容に応じた支援を検討し、実施します。

「つながり・みまもり・支えあいシステム」（別紙参照）が実効性のあるシステムとなるよう、区実務者代表者会議等を活用していきます。このビジョンを幹として、食事サービスや見守り活動などの小地域福祉活動の推進、総合的な支援調整の場（つながる場）など専門機関が連携して支援が必要な人々とのつながりをつくる取組み、医療・介護・社会福祉施設等地域のさまざまな団体と地域座談会を活用してネットワークをつくるなど、枝葉を広げます。そのために、区役所と住吉区社会福祉協議会が連携し、根を張るように支援していくこととします。

社会福祉法人による公益的な取組みが進められており、住吉区でも地域福祉推進のための共同活動、地域社会との連携を深める取組みが行われてきています。その活動を支援するとともに、新たな取組みが生まれるよう住吉区社会福祉施設連絡会と意見交換を行っていきます。

ビジョンの取組みを確実に推進していくために住吉区地域福祉専門会議においてPDCA※の考え方に基づいて、全体の活動状況をチェックし、効果の検証を行い、区へ報告提案を行います。区は報告提案を踏まえて、区政会議に意見を諮りながら、必要に応じて進め方の見直しを行います。

また、コロナ禍などの社会環境の変化も勘案し、取組み期間内であっても必要に応じ議論を行い、バージョンアップを図っていくこととします。ビジョンを実現するために新たな施策が必要な場合は、予算化し実施に努めます。

4. ビジョンの改訂にあたって

(1) 改訂の背景と経過

住吉区においては、平成 23 年度（2011 年度）から区政会議※や地域福祉専門会議※において、高齢者の孤立死※が多く発生しているという課題について議論を進めてきました。こうしたなかで、平成 26 年（2014 年）より災害時の支援と日常的な見守りを一体のものとして取組む「住吉区地域見守り支援システム※」の構築を進めてきました。

そして、「地域見守り支援システム」を中核に据えて「支え合いの地域づくり」を進めていくには、住吉区としてすべての区民に住吉区における地域福祉のめざすべき方向を示すことが必要と考え、平成 29 年（2017 年）5 月に「住吉区地域福祉ビジョン」を策定しました。

そうしたなか、大阪市においては、少子高齢化、核家族化の急速な進展等により一層複雑化・多様化・深刻化する福祉課題に対応するとともに、国が提唱する「地域共生社会※」の実現に向けた仕組みを構築していく必要があることから、平成30年（2018年）3月に「大阪市地域福祉基本計画」を策定しており、住吉区においてはビジョンに掲げた理念を実現していくため、区役所が住吉区社会福祉協議会等と連携し取組む具体的行動計画として「住吉区地域福祉推進プラン※」を平成30年（2018年）5月に策定し、住吉区地域福祉専門会議で進捗状況を報告し、取組を進めてきました。

一方、住吉区では、今日的な状況変化をふまえ、平成31年（2019年）3月に「住吉区将来ビジョン2023」を策定しており、「つながり・見守り・支えあい」を大切にしたい安全・安心に暮らせるまちをめざし、高齢者、障がい者等だれもが心地よく暮らせるまちをめざして、地域福祉の推進に取り組むこととしています。

これまでのビジョンに基づく取組みについては、中核に「地域見守り支援システム」を据え、地域における日ごろの声かけ・見守り活動により顔と顔の見える関係を作り、希薄化がいわれる地域コミュニティを復興し、孤立死を防ぎ、災害時に一人でも多くの命を救う地域の取り組みを支援してきました。しかし、いまだ区内全域での取り組みには至っておりません。

また、地域座談会の開催においては、これまでの地域の活動者に加えNPOや社会福祉法人、商店、事業所など地域の多様な主体も参加し地域の課題と地域の理想の姿を話し合い、その解決・実現に向けての方策を検討してきており、その成果を「小地域福祉計画※」策定へと進めているところです。

さらに、子育てに不安や悩みを持つ世帯の増加の対応を図るとともに、市全体として進めている重大な児童虐待「ゼロ」をめざした取組等を着実に実施していくことが必要となっています。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、地域における福祉活動や生活困

窮者支援等、地域福祉の推進にも影響を及ぼしています。人が集い、ふれあい、顔を合わせてつながりをつくることを進めてきた地域福祉活動は大きな制約を受けることとなりました。しかしそのような状況においてもつながりを絶やさないため、新しい形での活動の再開や取り組みが始められています。

以上、「大阪市地域福祉基本計画」、「住吉区将来ビジョン2023」や、地域福祉をとりまく今日的な状況や施策課題をふまえ、住吉区における地域福祉の取り組みをより推進するため、「住吉区地域福祉ビジョン」を改訂します。

（２）住吉区地域福祉ビジョンの位置づけ

① 大阪市地域福祉基本計画との関係

「大阪市地域福祉基本計画」は、各区地域福祉計画等と一体で、社会福祉法第107条に規定された「市町村地域福祉計画」を形成するものであり、各区で地域の実情に応じた取組を一層進めることができるよう、市域で共通した取組等の基礎的な事項を内容としています。

「住吉区地域福祉ビジョン」は、住吉区の実情や特性に応じた地域福祉を推進するための指針であり、今回の改訂にあたり、「大阪市地域福祉基本計画」が示す地域福祉に関する基本理念等は踏襲することとし、取組の方向性については、「ニア・イズ・ベター※」の考え方のもと、住吉区の福祉課題に対応したものとして策定します。

② 「住吉区将来ビジョン2023」との関係

平成31年（2019年）3月に策定された「住吉区将来ビジョン2023」は、住吉区内の基礎自治行政を総合的に推進していく上で、地域としての区のめざすべき将来像やその実現に向けた施策展開の方向性などをとりまとめたものです。

今回改訂する「住吉区地域福祉ビジョン」は、「住吉区将来ビジョン2023」のめざす「高齢者、障がい者等だれもが心地よく暮らせるまち」並びに「安心して子育てができ、地域の実情にあった教育が展開されるまち」のうち「こども及び子育て世代への支援」にかかる取組みの方向性を示すものとして策定します。

（３）計画の期間

今回改訂する「住吉区地域福祉ビジョン」の計画期間は、令和5（2023）年度までの計画である次期「大阪市地域福祉基本計画」及び「住吉区将来ビジョン2023」にあわせ、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とします。